

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
世田谷区	岡本一丁目 岡本二丁目 岡本三丁目	112001-K024	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	野毛二丁目	112001-K031		
	瀬田四丁目	112001-K071		
		112001-K102		
		112001-K103		
	瀬田一丁目	112001-K104		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
世田谷区	岡本二丁目	112001-K024	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	瀬田四丁目	112001-K102			
	瀬田一丁目	112001-K104			

●東京都告示第三百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	美山町	201021-K068	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		201021-K069		
		201021-K070		
		201021-K071		
	大谷町 大和田町七丁目 暁町二丁目	201039-K008		
	石川町	201039-K050		
	大塚	201040-K046		
		201040-K052		
八王子市 日野市	東中野 程久保四丁目 程久保五丁目	201040-K158		
八王子市	鏈水	201041-K035		
	暁町三丁目 中野山王二丁目	201043-K039		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
八王子市	大谷町 大和田町七丁目 暁町二丁目	201039-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	石川町	201039-K050			
	東中野	201040-K158			
	暁町三丁目	201043-K039			

●東京都告示第三百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び立川市役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
立川市	富士見町四丁目	202001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
立川市	富士見町四丁目	202001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市
役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
町 田 市	本町田	209012-K120	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	高ヶ坂二丁目	209013-K019		
	高ヶ坂三丁目	209013-K023		
	西成瀬三丁目	209013-K048		
	南成瀬八丁目	209013-K085		
	薬師台一丁目 金井一丁目	209015-K015-1		
		209015-K015-2		
	金井ヶ丘四丁目	209015-K053		
	森野五丁目	209016-K004		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
町 田 市	本町田	209012-K120	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	高ヶ坂二丁目	209013-K019			
	高ヶ坂三丁目	209013-K023			
	西成瀬三丁目	209013-K048			
	南成瀬八丁目	209013-K085			
	薬師台一丁目 金井一丁目	209015-K015-1			
		209015-K015-2			
	金井ヶ丘四丁目	209015-K053			
	森野五丁目	209016-K004			

●東京都告示第三百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び日野市
役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
日野市	南平二丁目 南平八丁目	212002-K018	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	程久保三丁目	212003-K052		
	程久保七丁目	212003-K101		
	三沢三丁目	212004-K116		
	程久保三丁目 程久保七丁目 程久保八丁目	212003-D202	土石流	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
日野市	南平二丁目 南平八丁目	212002-K018	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	程久保三丁目	212003-K052			
	程久保七丁目	212003-K101			
	三沢三丁目	212004-K116			
	程久保七丁目	212003-D202	土石流	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び東村山市役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
東村山市	多摩湖町一丁目 多摩湖町二丁目	213001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
東村山市	多摩湖町二丁目	213001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百十五号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	百村	225001-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稲城市	百村	225001-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
あきる野市	養沢	228001-K049	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		228001-K050		
		228001-K051		
		228001-K052		
	乙津	228001-K053		
	養沢	228001-K054		
		228001-K055		
		228001-K056		
		228001-K057		
	乙津	228002-K008		
		228002-K009		
		228002-K012		
		228002-K013		
		228002-K023		
	養沢 乙津	228002-K024		
		228003-K070		
	戸倉	228003-K071		
		228004-K045		
	深沢	228004-K047		
		228005-K020		
	入野	228005-K026		
		228005-K063		
	五日市	228005-K077		
	高尾	228005-K147		
	小峰台 高尾	228005-K148		
		228005-K149		
		228005-K150		
		228005-K151		
	高尾	228005-K152		
	留原	228005-K153		
	三内	228006-K033		
	横沢 伊奈	228006-K051		
		228006-K075		
	山田	228006-K078		
		228006-K078		
	横沢 伊奈	228006-K111		
	伊奈	228006-K112		
	三内	228006-K113		
		228006-K114		
	網代	228006-K115		
		228006-K116		
		228006-K117		
		228006-K118		

●東京都告示第三百十六号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及

び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及びあきる野市

役所において縦覧に供する。
令和六年三月二十二日
東京都知事 小池 百合子

あきる野市	山田	228006-K119	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	横沢	228006-K120		
	横沢 伊奈	228006-K121		
	引田	228007-K010		
	上代継 測上	228007-K028		
	牛沼	228007-K037		
		228007-K051		
		228007-K054		
		228007-K055		
		228007-K056		
	上代継	228007-K057		
	草花	228008-K101		
		228008-K104		
		228008-K123		
		228008-K161		
	菅生	228008-K164		
		228008-K165		
		228008-K166		
	草花	228008-K167		
		228008-K168		
		228008-K169		
		228008-K170		
	雨間	228009-K002		
あきる野市 八王子市	雨間 戸吹町	228009-K004		
あきる野市	雨間	228009-K028	土石流	別図のとおり
	養沢	228001-D016		
		228001-D017		
	養沢 乙津	228001-D018		
	深沢	228005-D052		
		228005-D053		
		228005-D054		
	伊奈	228006-D008		
		228006-D009		
	牛沼	228007-D010		
	養沢 乙津	228003-J001	地すべり	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
あきる野市	養沢	228001-K049	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		228001-K050			
		228001-K051			
		228001-K052			
	乙津	228001-K053			
	養沢	228001-K054			
		228001-K055			
		228001-K056			
		228001-K057			
	乙津	228002-K008			
		228002-K009			
		228002-K012			
		228002-K013			
		228002-K023			
		228002-K024			
	養沢 乙津	228003-K070			
		228003-K071			
	戸倉	228004-K045			
		228004-K047			
	深沢	228005-K020			
		228005-K026			
	入野	228005-K063			
	五日市	228005-K077			
	高尾	228005-K147			
	小峰台 高尾	228005-K148			
		228005-K149			
	小峰台	228005-K150			
	小峰台 高尾	228005-K151			
	高尾	228005-K152			
	留原	228005-K153			
	三内	228006-K033			
	横沢 伊奈	228006-K051			
		228006-K075			
	山田	228006-K078			
		228006-K111			
	横沢 伊奈	228006-K112			
	伊奈	228006-K113			
		228006-K114			
	網代	228006-K115			
		228006-K116			
		228006-K117			
		228006-K118			
	山田	228006-K119			

あきる野市	横沢	228006-K120	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	横沢 伊奈	228006-K121			
	引田	228007-K010			
	上代継 淵上	228007-K028			
	牛沼	228007-K037			
		228007-K051			
		228007-K055			
		228007-K056			
	上代継	228007-K057			
	草花	228008-K101			
		228008-K104			
		228008-K123			
		228008-K161			
	菅生	228008-K164			
		228008-K165			
		228008-K166			
	草花	228008-K167			
		228008-K168			
		228008-K169			
		228008-K170			
	雨間	228009-K002			
		228009-K004			
		228009-K028			
	養沢	228001-D016	土石流	別図のとおり	別図のとおり
	養沢 乙津	228001-D018			
	深沢	228005-D052			
		228005-D053			
	伊奈	228006-D008			
		228006-D009			
	牛沼	228007-D010			

●東京都告示第三百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都三宅支庁及び三宅村役場において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
三宅島三宅村	坪田	381003-K034	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		381003-K044		
	伊ヶ谷	381005-K031	土石流	別図のとおり
	阿古	381004-D003		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
三宅島三宅村	坪田	381003-K034	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	伊ヶ谷	381005-K031			
	阿古	381004-D003	土石流	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都八丈支庁及び八丈町役場において
縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八丈町	大賀郷	401001-K074	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		401001-K075		
		401001-K076		
		401001-K077		
	檜立	401005-K020		
		401005-K025		
		401005-K068		
		401005-K069		
		401005-K070		
		401005-K071		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
八丈町	大賀郷	401001-K074	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		401001-K075			
		401001-K076			
		401001-K077			
	檜立	401005-K020			
		401005-K025			
		401005-K068			
		401005-K069			
		401005-K070			
		401005-K071			

●東京都告示第三百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小笠原村	父島	421001-K185	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小笠原村	父島	421001-K185	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

規 則（教）

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則（平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「次に掲げる場合を除き、」を削り、「いう。」の下に「（電磁的記録を除く。）」を加え、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が別に定める場合は、この限りでない。
第三十三条第二項中「前項各号の規定により情報処理システムを利用して庁外に送信する」を削り、「施行文書」の下に「（電磁的記録に限る。）」を加え、「ついては、法令等」を「は、東京都電子署名規則（令和四年東京都規則第二百十六号）」に改め、「必要に応じて」を削り、「電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）」を「同規則」に、「行うものとする」を「付与しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同規則第三条第二項に規定する場合は、この限りでない。

第三十三条第三項中「第一項の」を「前二項の」に改め、「押印」の下に「又は電子署名の付与」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第一号

教 育 事 務 所
教 育 事 務 所
教 育 事 務 所
事 業 所

東京都教育委員会安全衛生委員会等設置規程（昭和五十二年東京都教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十二日

東京都教育委員会

第四条第二項第二号中「三人」を「七人」に改め、同項第三号中「四人」を「八人」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月二十二日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (平成14年分)		
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部		
報告年月日 令和 5年12月 5日		
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成15年分)		
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部		
報告年月日 令和 5年12月 5日		
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成16年分)		
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部		
報告年月日 令和 5年12月 5日		
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成17年分)		
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部		
報告年月日 令和 5年12月 5日		
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成18年分)		
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部		
報告年月日 令和 5年12月 5日		
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成19年分)		
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部		
報告年月日 令和 5年12月 5日		
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	

政治団体の収支報告書の要旨 (平成20年分)			
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			
報告年月日 令和 5年12月 5日			
1 収入総額	円	15,800	
前年繰越額		15,800	
本年収入額	0		
2 支出総額	0		
(翌年への繰越額)		15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成21年分)			
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			
報告年月日 令和 5年12月 5日			
1 収入総額	円	15,800	
前年繰越額		15,800	
本年収入額	0		
2 支出総額	0		
(翌年への繰越額)		15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成22年分)			
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			
報告年月日 令和 5年12月 5日			
1 収入総額	円	15,800	
前年繰越額		15,800	
本年収入額	0		
2 支出総額	0		
(翌年への繰越額)		15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成23年分)			
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			
報告年月日 令和 5年12月 5日			
1 収入総額	円	15,800	
前年繰越額		15,800	
本年収入額	0		
2 支出総額	0		
(翌年への繰越額)		15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成24年分)			
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			
報告年月日 令和 5年12月 5日			
1 収入総額	円	15,800	
前年繰越額		15,800	
本年収入額	0		
2 支出総額	0		
(翌年への繰越額)		15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成25年分)			
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			
報告年月日 令和 5年12月 5日			
1 収入総額	円	15,800	
前年繰越額		15,800	
本年収入額	0		
2 支出総額	0		
(翌年への繰越額)		15,800	

政治団体の収支報告書の要旨 (平成26年分)		
政治団体の名称	自由民主党東京都大田区第五支部	
報告年月日	令和5年12月5日	
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成27年分)		
政治団体の名称	自由民主党東京都大田区第五支部	
報告年月日	令和5年12月5日	
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成28年分)		
政治団体の名称	自由民主党東京都大田区第五支部	
報告年月日	令和5年12月5日	
1 収入総額	円 15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額	0	
(翌年への繰越額)	15,800	
政治団体の収支報告書の要旨 (平成29年分)		
政治団体の名称	自由民主党東京都江東区第三十六支部	
報告年月日	令和5年12月22日	
1 収入総額	円 906,748	
前年繰越額	26,748	
本年収入額	880,000	
2 支出総額	857,600	
(翌年への繰越額)	49,148	
3 本年収入の内訳		
寄附の総額	500,000	
政党匿名分を除く寄附の額	500,000	
法人その他の団体からの寄附	500,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	380,000	
自由民主党江東総支部	380,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	857,600	
組織活動費	857,600	
5 資産の内訳		
借入金		
(借入先)		(借入残高)
重松 佳幸		円 4,800,000
政治団体の名称	自由民主党東京都大田区第五支部	

報告年月日 令和 5年12月 5日		政治団体の収支報告書の要旨 (平成30年分)		報告年月日 令和 5年12月 5日	
1 収入総額	円 15,800	政治団体の名称 自由民主党東京都江東区第三十六支部		1 収入総額	円 15,800
前年繰越額	15,800	報告年月日 令和 5年12月22日		前年繰越額	15,800
本年収入額	0	1 収入総額	円 769,148	本年収入額	0
2 支出総額	0	2 支出総額	769,148	2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	15,800	前年繰越額	49,148	(翌年への繰越額)	15,800
		本年収入額	720,000		
政治団体の名称 しげまつよしゆき後援会		2 支出総額	755,850	政治団体の名称 しげまつよしゆき後援会	
報告年月日 令和 5年12月22日		(翌年への繰越額)	13,298	報告年月日 令和 5年12月22日	
1 収入総額	円 0	3 本年収入の内訳		1 収入総額	円 0
2 支出総額	0	寄附の総額	620,000	2 支出総額	0
		政党匿名分を除く寄附の額	620,000		
		法人その他の団体からの寄附	620,000		
		本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000		
		自由民主党江東総支部	100,000		
		4 支出の内訳			
		政治活動費	755,850		
		組織活動費	755,850		
		5 資産の内訳			
		借入金			
		(借入先)	(借入残高)		
		重松 佳幸	円 4,800,000		
		政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			

政治団体の収支報告書の要旨 (令和 元年分)		
政治団体の名称 自由民主党東京都江東区第三十六支部		
報告年月日 令和 5 年 1 2 月 2 2 日		
1 収入総額	773,298 円	1 収入総額 15,800 円
前年繰越額	13,298	前年繰越額 15,800
本年収入額	760,000	本年収入額 0
2 支出総額	744,320	2 支出総額 15,800
(翌年への繰越額)	28,978	(翌年への繰越額)
3 本年収入の内訳		政治団体の名称 しげまつよしゆき後援会
寄附の総額	530,000	報告年月日 令和 5 年 1 2 月 2 2 日
政党匿名分を除く寄附の額	530,000	1 収入総額 0 円
法人その他の団体からの寄附	530,000	2 支出総額 0
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	230,000	
自由民主党江東総支部	230,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	744,320	
組織活動費	744,320	
5 資産の内訳		
借入金		
(借入先)	(借入残高) 円	
重松 佳幸	4,800,000	
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部		

東京都選挙管理委員会告示第二十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号） 第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月二十二日
東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨		報告年月日 令和 5 年 1 2 月 5 日	
(令和 2 年分第 6 回)		1 収入総額	15,800 円
政治団体の名称 自由民主党東京都江東区第三十六支部		前年繰越額	15,800
報告年月日 令和 5 年 1 2 月 2 日		本年収入額	0
1 収入総額	648,978 円	2 支出総額	0
前年繰越額	28,978	(翌年への繰越額)	15,800
本年収入額	620,000		
2 支出総額	641,180	政治団体の名称 しげまつよしゆき後援会	
(翌年への繰越額)	7,798	報告年月日 令和 5 年 1 2 月 2 日	円
3 本年収入の内訳		1 収入総額	0
寄附の総額	520,000	2 支出総額	0
政党匿名分を除く寄附の額	520,000		
法人その他の団体からの寄附	520,000		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000		
自由民主党江東総支部	100,000		
4 支出の内訳			
政治活動費	641,180		
組織活動費	641,180		
5 資産の内訳			
借入金			
(借入先)	(借入残高)		
重松 佳幸	4,800,000 円		
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月二十二日
東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (令和 3年分第4回)		報告年月日 令和 5年12月 5日	
政治団体の名称 自由民主党東京都江東区第三十六支部		1 収入総額 15,800 円	
報告年月日 令和 5年12月22日		前年繰越額 15,800	
1 収入総額 1,027,798 円		本年収入額 0	
前年繰越額 7,798		2 支出総額 0	
本年収入額 1,020,000		(翌年への繰越額) 15,800	
2 支出総額 670,050		政治団体の名称 しげまつよしゆき後援会	
(翌年への繰越額) 357,748		報告年月日 令和 5年12月22日	
3 本年収入の内訳		1 収入総額 0 円	
寄附の総額 420,000		2 支出総額 0	
政党匿名分を除く寄附の額 420,000			
法人その他の団体からの寄附 420,000			
本部又は支部から供与された交付金に係る収入 600,000			
自由民主党江東総支部 600,000			
4 支出の内訳			
政治活動費 670,050			
組織活動費 670,050			
5 資産の内訳			
借入金			
(借入先)		(借入残高) 円	
重松 佳幸		4,800,000	
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部			

●東京都選挙管理委員会告示第二十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年三月二十二日
東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (令和 4 年分第 2 回)		
政治団体の名称 自由民主党東京都江東区第十支部	報告年月日 令和 5 年 1 1 月 1 3 日	円
1 収入総額	6,564,528	
前年繰越額	5,964,528	
本年収入額	600,000	
2 支出総額 (翌年への繰越額)	0	
3 本年収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,564,528	
自由民主党江東総支部	600,000	
4 資産の内訳		
動産 (品目)	(取得年月日)	
自動車	令和 2 年 7 月 2 0 日	
(数量)	(取得の価格)	
1 台	円 2,248,650	
政治団体の名称 自由民主党東京都江東区第三十六支部	報告年月日 令和 5 年 1 2 月 2 2 日	円
1 収入総額	1,187,748	
前年繰越額	357,748	
本年収入額	830,000	
2 支出総額 (翌年への繰越額)	1,043,300	
3 本年収入の内訳 寄附の総額	144,448	
政党匿名分を除く寄附の額	230,000	
法人その他の団体からの寄附	230,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	600,000	
自由民主党江東総支部	600,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	1,043,300	
組織活動費	1,043,300	
5 資産の内訳		
借入金 (借入先)	(借入残高)	
重松 佳幸	円 4,800,000	
政治団体の名称 自由民主党東京都大田区第五支部	報告年月日 令和 5 年 1 2 月 5 日	円
1 収入総額	15,800	
前年繰越額	15,800	
本年収入額	0	
2 支出総額 (翌年への繰越額)	0	
15,800		
政治団体の名称 いきやすい街をつくる会	資金管理団体の届出をした者の氏名 石田 太朗	政治団体の名称 岡野げんき後援会
資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員	報告年月日 令和 5 年 1 2 月 2 2 日	資金管理団体の届出をした者の氏名 岡野 蔵樹
1 収入総額	円 0	資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員
2 支出総額	円 0	報告年月日 令和 5 年 1 0 月 1 6 日
		円 0
		0

政治団体の名称 菅原みほとつと良い未来へ 資金管理団体の届出をした者の氏名 菅原 美穂 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 令和 5年11月 2日		前年繰越額 567,284 本年収入額 33,200 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 3 本年収入の内訳 600,484 個人の負担する党費又は会費 (56人)	
1 収入総額 150,000 前年繰越額 0 本年収入額 150,000 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 150,000 3 本年収入の内訳 150,000 寄附の総額 150,000 政党匿名分を除く寄附の額 150,000 個人からの寄附 50,000 政治団体からの寄附 100,000 4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地) 新・創造フォーラム 100,000 小平市	政治団体の名称 安藤裕と東京の未来をつくる会 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 5月12日から12月18日 報告年月日 令和 5年12月 1日 1 収入総額 5,164,252 前年繰越額 0 本年収入額 5,164,252 2 支出総額 4,711,414 (翌年への繰越額) 452,838 3 本年収入の内訳 5,150,000 寄附の総額 5,150,000 政党匿名分を除く寄附の額 5,150,000 個人からの寄附 100,000 政治団体からの寄附 5,050,000 その他の収入 14,252 1件 10万円未満のもの 14,252 4 支出の内訳		経常経費 357,182 人件費 173,168 光熱水費 23,164 備品・消耗品費 30,031 事務所費 130,819 政治活動費 4,354,232 選挙関係費 3,061,134 機関紙誌の発行その他の事業費 1,293,098 宣伝事業費 1,293,098 5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地) 新党くにもり 5,050,000 渋谷区
政治団体の名称 堀川こうじ後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 堀川 幸志 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 令和 5年11月13日 1 収入総額 600,484	政治団体の名称 改革保守 報告年月日 令和 5年11月 6日 1 収入総額 3,281,844 前年繰越額 1,781,844 本年収入額 1,500,000 2 支出総額 3,246,007 (翌年への繰越額) 35,837 3 本年収入の内訳 1,500,000 寄附の総額 1,500,000 政党匿名分を除く寄附の額 1,500,000		

個人からの寄附		1,500,000
4 支出の内訳		
経常経費	2,834,870	
人件費	2,740,000	
事務所費	94,870	
政治活動費	411,137	
組織活動費	411,137	
5 寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）		
（寄附者）		
（個人からの寄附）	（金額）（住所）	
服部 四郎	¥1,500,000 大阪府南河内郡河南町	
政治団体の名称 かやま玲子とモグラ原っぱの会		
報告年月日	令和 5年12月26日	
1 収入総額		¥0
2 支出総額		0
政治団体の名称 クリーンなまち日野をつくる会		
報告年月日	令和 6年 1月 4日	
1 収入総額		¥282,620
前年繰越額		175,620
本年収入額		107,000
2 支出総額		134,832
（翌年への繰越額）		147,788
3 本年収入の内訳		
寄附の総額	107,000	
政党匿名分を除く寄附の額	107,000	
個人からの寄附	107,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	134,832	
組織活動費	35,502	
機関紙誌の発行その他の事業費	99,330	
宣伝事業費	99,330	
政治団体の名称 しげまつよしゆき後援会		
報告年月日	令和 5年12月22日	
1 収入総額		¥0
2 支出総額		0
政治団体の名称 西村えみ後援会		
報告年月日	令和 5年 3月31日	
1 収入総額		¥0
前年繰越額		0
本年収入額		0
2 支出総額		0
（翌年への繰越額）		0
3 資産の内訳		
借入金		
（借入先）		（借入残高）
西村 恵美		¥1,091,593
政治団体の名称 ぬのや和代後援会		
報告年月日	令和 5年11月 7日	
1 収入総額		¥55,000
前年繰越額		51,000
本年収入額		4,000
2 支出総額		0
（翌年への繰越額）		55,000
3 本年収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費		4,000（8人）
政治団体の名称 非常用電源政治連盟		
報告年月日	令和 5年10月18日	
1 収入総額		¥60,000
前年繰越額		60,000
本年収入額		0
2 支出総額		0
（翌年への繰越額）		60,000
政治団体の名称 木信会		
報告年月日	令和 5年10月16日	
1 収入総額		¥0

2 支出総額

0

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第111号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月22日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明
記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和6年4月22日（月曜日）から同月26日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和6年4月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年3月25日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

ウ 黒色又は青色のボールペン

イ 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。	る運転免許証を提示できる者であること。	る。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276	3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	(2) 受付日時 令和6年4月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）
●東京都公安委員会告示第112号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。	(2) 教習に関する知識 ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識	(4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年3月25日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。
令和6年3月22日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記	4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者	7 審査手数料 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。
1 審査の種類 (1) 大型自動車免許教習指導員審査 (2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 準中型自動車免許教習指導員審査 (4) 普通自動車免許教習指導員審査 (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査 (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査 (8) 牽引免許教習指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係	5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和6年4月22日（月曜日）から同月26日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請書類 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす	8 携行品及び服装

（1）携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） （2）服装 自動車運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276 ●東京都公安委員会告示第113号 警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、令和6年3月8日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。 令和6年3月22日 東京都公安委員会 委員長 廣瀬 道明 記 警察署協議会名 氏名 警視庁東京空港警察署協議会 瀧口 貴和子 規程（交） ●交通局規程第十三号 東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和六年三月二十二日	東京都交通局長 久我 英男 東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程 東京都貸切自動車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第四十号）の一部を次のように改正する。 第三条の表時間制料金の項下限額の欄中「二千三百十円」を「二千四百三十円」に改め、同表キロ制料金の項下限額の欄中「三十円」を「四十円」に改める。 別表第一大型車の項下限額の欄中「五千三百十円」を「六千五百八十円」に改め、同表中型車の項下限額の欄中「四千四百九十円」を「五千五百六十円」に改め、同表小型車の項下限額の欄中「三千八百五十円」を「四千七百七十円」に改める。 別表第二大型車の項下限額の欄中「百二十円」を「百六十円」に改め、同表中型車の項下限額の欄中「百円」を「百四十円」に改め、同表小型車の項下限額の欄中「八十円」を「百二十円」に改める。 附則 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の東京都貸切自動車条例施行規程の規定により引受けをしている貸切旅客運送については、なお従前の例による。 公告 軽油引取税に係る特約業者の指定について 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第三百三条の六第一項の規定により、特約	業者を次のとおり指定した。 令和六年三月二十二日 東京都知事 小池 百合子 氏名又は代表者の主たる事務所又は名称 氏名 事業所の所在地 指定年月日 八丈交通 清水 一茂 八丈島八丈町大賀 令和六年三月 オートサービス株式会社 郷二千三百二十二番地 一日 開発行為に関する工事の完了について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和六年三月二十二日 東京都多摩建築指導事務所長 名取 伸明 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名 青梅市師岡町二丁目六十五番 西東京市東伏見三丁目六番 の一部、六十六番及び六十七番 十九号 番 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕 東久留米市中央町五丁目四百 西東京市東伏見三丁目六番 八十七番 十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕 大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
--	--	--

「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年三月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- | | | |
|---|-------------------|--------------------|
| 一 | 店舗名 | 株式会社ルミネ新宿1店 |
| 二 | 店舗所在地 | 新宿区西新宿二丁目一番五号 |
| 三 | 設置者名 | 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 |
| 四 | 設置者住所 | 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか |
| 五 | 変更を行った設置者名 | 株式会社ルミネ |
| 六 | 変更前の設置者の代表者名 | 高橋 眞 |
| 七 | 変更後の設置者の代表者名 | 表 輝幸 |
| 八 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ビー・ワイ・オーほか八十一名 |
| 九 | 変更後の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ビー・ワイ・オーほか七十六名 |
| 十 | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ビー・ワイ・オーほか十七名 |

- 十一 変更前の小売業者の住所
台東区東上野二丁目二十二番六号(アシシュ・ペー・フランス株式会社)ほか

- 十二 変更後の小売業者の住所
港区南青山五丁目七番十七号(アシシュ・ペー・フランス株式会社)ほか

- 十三 変更前の小売業者の代表者名
楊 文慶(株式会社ビー・ワイ・オー)ほか

- 十四 変更後の小売業者の代表者名
中野 耕志(株式会社ビー・ワイ・オー)ほか

- 十五 変更日
令和五年八月二十六日ほか

- 十六 届出日
令和六年二月二十九日

- 十七 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

- 十八 縦覧期間
令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

- 十九 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
株式会社ルミネ新宿2店

- 二 店舗所在地
新宿区新宿三丁目三十八番二号

- 三 設置者名
東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

- 四 設置者住所
渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

- 五 変更を行った設置者名
株式会社ルミネ

- 六 変更前の設置者の代表者名
高橋 眞

- 七 変更後の設置者の代表者名
表 輝幸

- 代表者名
株式会社ルミネアソシエーツほか八十四名

- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社ルミネアソシエーツほか七十七名

- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社ルミネアソシエーツほか十七名

- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称
千代田区平河町二丁目十六番一号(ロクシタンジャパン株式会社)ほか

- 十一 変更前の小売業者の住所
千代田区麹町一丁目六番四号(ロクシタンジャパン株式会社)ほか

- 十二 変更後の小売業者の住所
森本 雄司(株式会社ルミネアソシエーツ)ほか

- 十三 変更前の小売業者の代表者名
三井 剛(株式会社ルミネアソシエーツ)ほか

- 十四 変更後の小売業者の代表者名
令和五年六月二十八日ほか

- 十五 変更日
令和六年二月二十九日

- 十六 届出日
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

- 十七 縦覧場所
令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

- 十八 縦覧期間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 十九 縦覧時間
ららぽーと豊洲3

- 一 店舗名
江東区豊洲二丁目十五番十二ほか

- 二 店舗所在地

三	設置者名	三井不動産株式会社
四	設置者住所	中央区日本橋室町二丁目一番一号
五	変更前の店舗名	(仮称) 豊洲2-1-1街区商業施設計画
六	変更後の店舗名	ららぽーと豊洲3
七	変更を行った設置者名	三井不動産株式会社
八	変更前の設置者の代表者名	菰田 正信
九	変更後の設置者の代表者名	植田 俊
十	変更前の小売業者の氏名又は名称	未定
十一	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ファミリーマートほか十名
十二	変更日	令和五年四月一日ほか
十三	届出日	令和六年三月六日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五	縦覧期間	令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アーバンドック ららぽーと豊洲
二	店舗所在地	江東区豊洲二丁目一番十四号ほか
三	設置者名	三井不動産株式会社

四	設置者住所	中央区日本橋室町二丁目一番一号
五	変更を行った設置者名	三井不動産株式会社
六	変更前の設置者の代表者名	菰田 正信
七	変更後の設置者の代表者名	植田 俊
八	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社あおきほか百二名
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社デイトナ・インターナショナルほか八十八名
十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ベイクルーズほか三十三名
十一	変更前の小売業者の住所	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目四番一号（株式会社F・O・インターナショナル）ほか
十二	変更後の小売業者の住所	兵庫県神戸市中央区磯上通七丁目一番五号（株式会社F・O・インターナショナル）ほか
十三	変更前の小売業者の代表者名	榎本 太治（株式会社あおき）ほか
十四	変更後の小売業者の代表者名	田村 篤己（株式会社あおき）ほか
十五	変更日	令和六年二月一日ほか
十六	届出日	令和六年三月八日
十七	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十八	縦覧期間	令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十九	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	ダイバーシティ東京プラザ
二	店舗所在地	江東区青海一丁目一番十号
三	設置者名	青海Q区画特定目的会社
四	設置者住所	中央区日本橋一丁目四番一号
五	変更を行った設置者名	青海Q区画特定目的会社
六	変更前の設置者の代表者名	須貝 信
七	変更後の設置者の代表者名	三品 貴仙
八	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社セブンイレブン・ジャパンほか九十四名
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社セブンイレブン・ジャパンほか七十八名
十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社マツモトキヨシほか二十二名
十一	変更前の小売業者の住所	杉並区高円寺北二丁目二十番七号（有限会社パンパンビガロ）ほか
十二	変更後の小売業者の住所	杉並区高円寺北二丁目十五番一号金田ビル（有限会社パンパンビガロ）ほか
十三	変更前の小売業者の代表者名	大田 貴雄（株式会社マツモトキヨシ）ほか
十四	変更後の小売業者の代表者名	松本 貴志（株式会社マツモトキヨシ）ほか
十五	変更日	令和六年一月二十六日ほか
十六	届出日	令和六年三月八日

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十八 縦覧期間

令和六年三月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務

東京都都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の2
東京都練馬区石神井台三丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目及び東大泉一丁目地内
令和六年建設局三環状道路整備推進部
局告示第四十四号

発行 東京都
東京都市計画部
〒163-8001
定価 本号 一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）
印刷所 勝美印刷株式会社
〒113-0001